

第4次北海道食の安全・安心基本計画（素案）についての意見募集結果

平成31年3月15日

第4次北海道食の安全・安心計画（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、6人から、延べ16件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
○ 今回の第4次計画案では「国際的」、「SDGs」、「食品ロス」、「人材育成」などが盛り込まれ、社会情勢の変化に対応していると思う。	— <div style="text-align: right;">B</div>
○ 施策の重点的な推進方向の（1）に国際的に通用する食の安全・安心の確保とあるが、他の部分では国際的な視点は盛り込まれないのか。	国際的に通用する食品の安全性確保に向けた取組として、農業分野におけるGAPの導入促進、HACCPに沿った衛生管理の制度化への対応などについて記載するとともに、本計画は、国連サミットにおいて採択された、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資するものであることを記載しています。 <div style="text-align: right;">B</div>
○ 「生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保」に関する取組として、GAP導入の促進、BSEや高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止などがあるが、どの取組にも金銭的な負担が発生するので、公的な支援が必要。	GAPについては、国際水準のGAPの実施や認証取得の拡大に向けた取組を促進すること、家畜伝染病の発生の予防やまん延の防止については、家畜伝染病予防法に基づく検査の実施や家畜防疫体制の整備、飼料規制などを実施することとしています。 <div style="text-align: right;">B</div>
○ 「国際的に通用する食品の安全性の確保」という点ではアニマルウェルフェアも関係してくるのか。	アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理は、日々の家畜の観察や記録、家畜の丁寧な取扱いなど適正な飼養管理を行うことにより、家畜のストレスや疾病を減少させ、家畜の健康を維持することで安全な畜産物の生産・生産性の向上に資するものです。 また、アニマルウェルフェアの考え方はGAPにも取り入れられており、国際的に通用する食品の安全性の確保に向け必要な取組の一つと考えています。 <div style="text-align: right;">B</div>
○ 外食店での使用期限切れ等の問題については、食品の製造・加工、流通、販売までを徹底的に衛生管理することが必要だと思う。流通過程が一目で分かるようにしたらどうか。	食品の衛生管理については、事業者の自主衛生管理の取組の促進や食品等の検査、食品関係施設の監視の実施を進めていきます。また、食品の流通過程については、食品の生産過程の情報の記録、保管等の取組を促進してまいります。 <div style="text-align: right;">B</div>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
○ 消費者がもっと食について関心を高められるような学習できる場があればよいと思う。	消費者が食について学ぶことができるよう、リスクコミュニケーションを効果的に実施するほか、食に関する情報の正確かつ迅速な発信、また食育の取組を効果的に推進してまいります。 <div style="text-align: right;">B</div>
○ 新たに「SDGs 持続可能な開発目標」の推進を方針に盛り込んだ点はよい。ただ、SDGs について認知度は高くない。道としてその理解を進めるための啓蒙活動を期待する。	本計画は、SDGs の達成に資するものであり、本計画の推進を通じてSDGs への認知が高まるものと考えています。また、道が平成30年12月に策定した「北海道SDGs ビジョン」とも連携して普及啓発に努めます。 <div style="text-align: right;">B</div>
○ 有機野菜など生産者が安全・安心な野菜を作っているが、値段が高いため、なかなか消費者に買っていただけないかと思う。消費者が値段が高いことを理解してもらおうよう、学習会の場を作り、参加してもらおう工夫が必要。	「有機農業の推進」において、生産者と消費者の交流イベントの実施促進など、有機農業に対する消費者の理解の醸成に向けた取組を盛り込んでいます。 <div style="text-align: right;">B</div>
○ SDGs の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、クリーン農業や有機農業など、農業の自然循環機能を維持・増進させる環境保全型農業の取組が重要だと思うので、生産者さんの理解もいただき、今後も引き続き、その良さと必要性を、広く深く道民にお知らせするような、施策を展開してほしい。	「クリーン農業の推進」、「有機農業の推進」において、持続可能な農業生産を進めるため、クリーン農業・有機農業技術の開発・普及などによる生産者への生産拡大の支援を行うとともに、量販店と連携した販売促進やイベントを活用したPRなどによる消費者への環境保全型農業に対する理解促進の取組についても盛り込んでいます。 <div style="text-align: right;">B</div>
○ 「地域の環境保全団体のネットワークづくりの支援などを行い、」が第4次計画案では削除されているのは、どういう理由からか。民間の環境保全団体からの意見や指摘は受けたくないということか。	第3次計画策定時には重点的な推進方向の主な取組として掲げていた地域の環境保全団体のネットワークづくりへの支援については、これまで一定程度取組が進んだことから、今回は記載しておりませんが、支援に係る取組は今後も継続して行っていく予定です。 <div style="text-align: right;">E</div>
○ 道内の河川上流域にある、水源地周辺の土地を外国人が取得するのは、道民の安全な飲料水確保を脅かす結果につながるので、規制すべき。	現行法の法制度においては、外国人による土地取引を規制することはできません。 なお、北海道水資源の保全に関する条例において、水資源保全地域の適正な土地利用を確保するため、邦人・外国人を問わず、指定区域内で土地取引行為を行う場合は、事前に届出をしていただくこととしています。 <div style="text-align: right;">E</div>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
○ 福島原発事故の除染事業で収集された、汚染土や除染廃棄物（枯れ枝、枯れ葉、雑草、海藻など）を道内の公共事業に再利用するのは、水源と土壌の放射能汚染をもたらすので、禁止すべき。	福島県内における除染等の措置に伴い生じた除去土壌等の再生利用については、国において検討されています。 E
○ 学校などでも子供たちに学習する機会があればよいと思う。	総合的な学習の時間などに地域の生産者団体・他機関等と連携し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験の機会の提供等の推進に取り組むこととしています。 B
○ 良くない食生活だとアレルギー問題も出てくるので、そのことも伝えていくことが必要。	食物アレルギーは疾患であり、発症機序も様々で個別性が高い中、個々人の疾患予防やその予防方策を本計画に盛り込むことは馴染まないところですが、健全な食生活の重要性については、食育の取組の中で継続して啓発してまいります。 C
○ 「どさんこ愛食食べきり運動」については、道民誰もが知っている取組になってほしいと思う。もう少し短い「愛称」のような呼び方があってもいいのではないか。	食品ロスの削減を図るため、平成28年11月から「どさんこ愛食食べきり運動」を進めておりますが、今後も、より多くの道民の方々に浸透するよう、引き続き啓発していく上で、ご意見の趣旨については今後の参考とさせていただきます。 C
○ 道外の○○地域の工場で生産された牛乳を北海道産のパッケージで販売するのは産地偽装であり、北海道ブランドの信頼を大きく損なうので、北海道内の地名を使わないよう指導すべき。	不適正な表示に係る個々の疑義事案については、関係法令に基づき適切に措置しています。 E

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
農政部食の安全推進局食品政策課
(連携・安全グループ)
電話 011-231-4111
内線 27-694